

機関番号：37402

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330118

研究課題名（和文）水俣病半世紀の被害実態の再評価とその社会的影響に関する研究

研究課題名（英文） Studies on the reappraisal of the real situation of Minamata disease damages and their social impact in the past half-century

研究代表者

原田 正純（HARADA MASAZUMI）

熊本学園大学・水俣学研究センター・客員研究員

研究者番号：00040519

研究成果の概要（和文）：

本研究は、発生の公式確認以来 50 年以上経過した水俣病事件において、現在の課題を明らかにするために水俣病被害を医学の面のみならず社会的制度的側面から再評価し、歴史と地域の研究の中に位置づけ直すことを課題としている。地域に密着し学際的な方法で実施されたこの研究により、水俣病被害者および地域社会がかかえる現在の課題を明らかにするとともに、国際的にも発信し、水俣学の発展の基礎を築いた。

研究成果の概要（英文）：

Concerning the case of Minamata disease since more than 50 years after the official confirmation of the outbreak, this study has the object to re-evaluate not only social historical and institutional aspects but medical aspects of Minamata disease in order to clarify the current issues for victims and their families.

Our research results have permitted the development of the base of Minamata studies by our original community based method and interdisciplinary approach. It allowed to clarify the current and future problems for the victims and local actors in the region, and to disseminate to the international community of our concerns.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2009年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2010年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
年度			
年度			
総計	12,400,000	3,720,000	16,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：水俣学、健康被害、公害、水俣病、ライフヒストリー

1. 研究開始当初の背景

(1) 水俣学の提唱

本研究計画を立案した時点で水俣病の発生が公式に確認されてから 52 年経過していた

が、未解明な部分があまにも大きく、社会問題としても未だ解決していないといわざるを得なかった。この状況は今日においても

あまり変わりはない。そこで、われわれは、従前の研究成果を活かしながらも、負の遺産としての公害病事件、水俣病にかんして、学問の内容においても対象や方法においても新たな学「水俣学」の構築を提唱した。本研究計画は、こうした方法に立ち、現下の水俣病に関する課題に、学術的かつ学際的に応えようとするものであり、被害の個人レベルの健康や障害から社会的広がりやまで射程を広げ「水俣病半世紀の被害実態の再評価とその社会的影響に関する研究」を提言した。

(2) 国内外の研究状況

国外における水俣病研究に関しては、水銀による微量汚染とその影響に関する医学的研究が盛んである。70年代のイラク水銀汚染事件をはじめとするいくつかの水銀中毒事件に関しても医学的な報告である。また、カナダ先住民居留地で発生した水俣病も、我々の数度にわたる現地調査で明らかにされたもので、社会科学分野での海外での研究は皆無である。

国内における水俣病の研究に関しては、医学分野における一定の蓄積を別にして、社会科学分野では、モノグラフィックな研究や調査があるものの、継続的かつ現地に密着したものは少ない。水俣病事件は、日本が初めて経験した環境汚染が食物連鎖を通して健康被害を引き起こした公害であり、発生の確認以降 50 年を経てなお被害補償と救済や地域再生など多くの困難な課題を抱えている。われわれは、1999 年より水俣学研究プロジェクトを立ち上げ、現地調査を中心として研究調査活動を継続してきており、種々の著作及び研究論文を発表してきた。とはいうものの、いまだ道半ば、山の麓にたどり着いただけという意識を持っていた。我々の研究はこの延長上に位置している。

2. 研究の目的

(1) 全体として明らかにしたいこと

われわれが明らかにしようとしたのは、水俣病被害を医学から解放し社会的環境に位置づけ直して、被害実態を明らかにすることであり、そのことによって初めて被害者救済をはじめとした対策が可能になると考えている。この総体的な研究上の課題をさらに下位分類して、具体的な課題を提示し、それを総合して研究の目的として示すこととする。

(2) 水俣病被害の再定義

今、あらためて「水俣病」そして「水俣病被害」とは何かを検討し直すことである。端的に言う、身体被害、公害による疾病・障害としての水俣病から社会的被害としての水俣病へととらえ直す必要があるということである。

病いがあくまでも社会的に構築されたものであると考えたとき、水俣病とは何か、さらに水俣病被害とは何かが再構成されなくてはならないだろう。身体的あるいは精神上の苦痛や困難とそれに起因する生活障害だけを水俣病とすることはできない。たとえばわれわれが研究対象の一つとする対岸離島においては、長年、「水俣病隠し」がなされてきただけに、被害の存在そのものが沈潜してきており、個人は其中で沈黙を強いられてきたという事実も確認されている。

若い世代（胎児性水俣病の世代）となると、たしかにこれまで水俣病と思われていた症状とは異なった症候を有して、困難を抱えている人は多い。そうした人々も含めて被害者総数が実際に何人いるのかさえ確定していない。これは水俣病とは何か明らかにされておらず、社会的にも共有されていないためである。

(3) 水俣病事件の経験と記憶のポリフォニーの再構築

これは水俣病事件の歴史の堆積をあらためて、検討し直すということである。水俣病事件に関する資料は、水俣病研究会が収集し、1968 年分までは資料集として刊行されている。だが、資料に基づくばかりではなく、経験の個人と社会による蓄積=記憶に対してのアプローチも必要であろう。この記憶は、その隠蔽と分断（集団の記憶の分解）を被ることとなり、事実を語りだすものではなくっていく。そのこと自身が、事件史の歴史を性格付けている。地元においては、いわば当然のこのようにささやかれている驚くほどの誤解に基づいた差別と偏見に満ちた語りも、実際にはなかなか表面化することはない。これらは水俣における現実の一部を示している。水俣病被害者、支援者、地域住民そして関係諸団体・機関の語りの分析と資料解析を手がかりに集団の記憶がいかに生成し、再生産され続けているのかをあらためて検討する必要がある。このようにして、水俣病事件の経験と記憶のポリフォニーの再構築

がはかられる。

(4) 水俣病事件史の地域社会の固有性と共通性の解明

本研究開始時点では、不知火海沿岸では2万数千人の住民が認定/未認定を問わず水俣病の何らかの症状を有し医療救済を受けていた（現在では約5万人）。これらの人々の生活と仕事の動態を把握していくことは上記の論点を明らかにしていく際の基礎的な作業として行われなければならない。これについては、被害住民のみならず、水俣病被害を被っていないとされる住民や関係諸機関・団体の調査及び種々のセンサスなどの公的資料を通して明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 水俣学の方法論

本研究においては、次のような調査研究の方法論を確認した。つまり、従来の水俣病研究や公害事件研究の学問領域に区分され専門特化した研究を、①学問領域の壁を越えて展開する、②専門研究者のみならず、地域のアクターや被害当事者を巻き込んだオープンな研究体制を構築する、③あくまでも被害現地に根ざした研究体制を構築し、現地に学び、現地に返す、④国際的視野から、研究交流や調査を実施する、⑤これらを学部生から始まり大学院生や若手研究者に至るまで水俣学を担う系統的な人材育成をめざす。

原田正純（研究代表者）はこれを、「失敗の教訓を将来に生かす」「専門の枠組みを超えた学際的な学問」「『素人』と『専門家』の枠組みを越え」、「すべての生活者に開かれた学問豊富な事実のある現場に根ざした学問」「すべての成果を地元還元し、世界に発信する学問」と表現する。

(2) 研究調査の実施体制

本研究は、長年にわたって水俣病研究の経験と蓄積を有する研究代表者の総括の下、熊本学園大学に所属する異なる学問分野の研究者を結集し、水俣病に長年にわたって関わる多彩な研究協力者・院生を配置して、実施される総合的研究である。水俣市内に水俣学現地研究センターを設置しており、現地調査の拠点として活用する。総体的な研究であるために、本研究計画実施に当たって4つの研究班を組織して、有機的な調査を実施するこ

ととした。（実際には、成果の欄で述べるように、再編されて3つの班で構成とした。）

(3) 研究組織の構成

①【医学としての水俣病の再定義】研究班（原田、下地、赤星）

これまで重症例のみが取り上げられてきたに過ぎず軽症例に関してはその病像さえ明確にされていない「胎児性水俣病世代の水俣病」および漁場を水俣と同一にするにも関わらず水俣病発生がネグレクトされてきた「拡大する汚染地域（対岸離島など）の水俣病」に関する患者及び住民の医学的検診を実施するとともに、ヒアリングをおこなう。

医師である下地明友、原田正純を中心に、研究班外からも水俣病調査の経験を有する医師らに研究協力者として参加を求め、田尻雅美（研究助手）および井上ゆかり（大学院生・看護師）が検診補助として検診に当り、水俣学現地研究センターならびに居住地の公民館あるいは自宅で行った。胎児性世代の患者については、高次脳機能障害があると想定されるのでそのためのテストを実施した。

②【社会的な水俣病の再定義】研究班（花田・守弘・中村）

人体に対する病い及び健康障害に関して社会的側面から照射した水俣病被害を明らかにする。これはさらに下記のように分化される。

[医学班の検診対象者や水俣病患者家族ならびに対岸離島の住民を対象にライフヒストリー調査]。医学的検診による健康障害の調査と社会学的な調査を同一の個人およびコミュニティを対象に実施した調査はこれまでなされた事がなく、医学スタッフと社会科学的手法をとるスタッフを擁する本研究組織において初めて可能となる。

[記録された経験の収集と分析]。これまで、さまざまな形で、研究者や支援者が患者からの聞き取りをしており、書籍、雑誌インタビュー記事、未公開録音や資料などの形をとっているため、その収集・整理をしていく。元データがあればそれも収集する。」

訴訟記録：過去の数多くの訴訟および行政不服における証人尋問記録、陳述書等の収集整理を行う。これは、法的争いというバイアスのかかったデータであるが、現在となつては、きわめて貴重な記録である。

[日記など：個人の記録の発掘・収集]。我々の以前の調査で浜元二徳氏の記録を収集し得たが、現地調査のプロセスで信頼関係の構築とともに収集可能となるものである。

「被害住民」に対する調査と聞き取り]。水俣病発生初期の原因不明の病者に対する忌避感（奇病言説）ばかりではなく、今日に至るまでの「水俣病患者」なるものに対する社会意識が、健康障害を持つ人々が水俣病と名乗ることを抑制してきた。それは、差別されていた漁民階層におきた病であったこと、伝染病言説、補償金願望言説などさまざまな形をとる。水俣病多発地域における被害住民への聞き取り調査は、従来より継続的に行っているのをそれを継続する。

③【社会運動と制度政策の変容の連関】研究班（富樫・萩原・東）

「水俣病」が、認定制度をはじめとする救済策などの政策的コンテクストの中に絶えずおかれ続けてきたことと同時に水俣病患者ら被害者たちの社会運動のコンテクストの中でたえず定義され直され続けてきたことが上げられる。いいかえれば、患者と支援者たちの訴訟や運動が、1959年の見舞金協定から2004年の最高裁判決に至るまで、そのつど、原因企業や行政の対応を変容させることにより水俣病事件を終結させることなく、新たな問題圏を提示し続けてきたのであった。

したがって、水俣病事件に関わる補償と救済制度とコンフリクトの事件史とそのアクターたちの記述的研究が求められる。これは既存の資料や関連官庁の委託研究報告書等の解析と当時者たちへのインタビュー調査によってなされる。その過程で水俣病（被害）の個人への制度・政策が与えるインパクト（制度化される水俣病）が明らかにされる。

④【地域の歴史と現在の固有性】研究班 宮北・大野・和田

この領域に関してはまず既存の資料を活用した記述的研究が求められている。すでに、水俣学現地研究センターに残されている現物資料や既存資料の綿密な再検討と合わせて、地域像を描き直すことが可能となり、水俣病事件史はその中に埋め込まれることとなる。また、歴史の中での水俣病患者を見るまなざしの変容も明確化する。

これは、地域住民のインタビューだけでは

なく、これまでなかなか取り組みにくかった地域団体や自治体関係者への調査、歴史的に明らかにすることが出来ると考えている。

具体的な方法としては、第一に水俣学現地研究センターに所蔵されている新日室労組資料の整理とその活用による地域および原因企業の労働史と水俣病史の交錯の調査、これまで水俣病史研究においてほとんど活用されなかった漁業・農業センサス、国勢調査などの詳細データの入手とその活用による生業史の調査、第二に地域の現在の課題を明らかにする水俣芦北地域プラットフォームにおける関係者の討論と研究が実施される。

4. 研究成果

各研究班は、熊本と水俣という地の利を活かして、それぞれに調査研究に随時従事し、定期的な研究会を実施してきた。また、各班共同で、おおむね、夏期の共同調査、隔週の医療福祉相談を活用した医学班の調査研究、月に一度開かれる地域戦略プラットフォームにおけるヒアリングと討論、継続的資料収集・整理事業を実施して来たところである。また、われわれは、毎年1月に水俣市内で水俣病事件研究交流集会を開催し、全国の研究者との討議の機会を持つとともに、本研究の成果の一部が報告され、また学会誌や研究雑誌、書籍などを通して成果を問うてきた。各班ごとの研究経過と成果は以下の通り。

なお、当初「医学としての水俣病の再定義」班と「社会的な水俣病の再定義」班の二つは別々に研究調査を実施していたが、進捗過程で表裏一体の関係にあることから「水俣病の再定義」研究班として統合された。

(1)【水俣病の再定義】研究班では、原則として隔週、水俣学現地研究センターにおいて医療福祉健康相談をかねて検診および聞き取りを実施した。また御所浦（熊本県）や獅子島（鹿児島県）などの対岸離島への訪問調査を実施したが、これは地域の歴史と固有性の研究とも重層的な関係を有しており、社会的被害の実相を明確化していく素材を得ることができた。一方、胎児性患者らの自宅を訪問しての調査を行ってきた。若い世代の病像を検討し、問われていることを明確にした。

ここで明らかになってきたのは、行政が定めた旧来の認定基準と水俣病被害の非整合性である。とくに、同様に被害を受けたはずの不知火海沿岸で、病状の共通性と被害補償

受給の乖離が目立つ点である。実はこの点は、同一家族内でも同様に見ることができる。胎児性水俣病世代の病像に関しては、高次脳機能障害の心理検査も含めて実施し、感覚障害を共通の資料とする従来の水俣病の診断理論を相対化した。

(2)【社会運動と制度政策の変容の連関】研究班では、患者運動への参与観察を進めるとともに、水俣病の疫学および病像をめぐる法制度上の論点整理作業のために、胎児性世代の水俣病ワーキンググループを組織して、成果を取りまとめた。なお、被害者救済制度をめぐる、新たな救済案および法案が急浮上しており、その点をめぐる資料収集や関係者のヒアリングも進めた。この研究を実施する過程で、水俣病特措法の制定と救済策の実施、訴訟上の和解、原因企業チッソの分社化などが進み、改めて地域社会におけるアクターたちの意見の分岐と立場の変容が見られた。水俣病特措法とチッソ分社化並びに地域の課題を、水俣病 50 年史に位置づけて解説する必要性を明確にした上で、責任の所在の不明確化が今後課題を残すことを示した研究を論文として発表した。

(3)【地域の歴史と現在の固有性】研究班では、芦北地区および対岸の島御所浦での住民特に漁民のヒアリングを進めた。戦後期のすべての漁業センサスを入手しえたが、年度により集計方法の違いがきわだっており、分析に着手したものの統計処理は現在進めているところであり今後の課題として残っている。

また地域戦略プラットフォームにおける研究成果は論文および水俣学ブックレットとして公表した。なお、カナダの先住民居留地で発生した水俣病に関して、現地被害民より要請があり、2009 年度末に急遽研究班を組織して現地調査を実施した。これを通して、水俣病の社会的被害に関して共通性と相違について手がかりを得るとともに日本での成果を海外に発信することができた。

また、タイの東部臨海工業地帯において公害が発生していることを受けて、チュラロンコン大学などとの連携に基づき、タイ国でシンポジウムや研究会を開き、水俣病事件に関する報告及び討論を実施した。

一方、地域社会の歴史的研究の一部として位置づけられていた企業内労働組合、新日室

労組資料の整理を進め、その研究成果を順次世に問うているところである。

(4) 研究成果の国内外へのインパクト

この3年間の研究成果は、すでに一部発表されているが、今後順次発表されていく。『水俣学研究』は、従来の我々の研究成果で学術的にも社会的評価を受けているものであるが、今回の調査研究および成果発表において予想されるインパクトを記しておく。

胎児性水俣病に関わる医学的社会的研究ならびに認定制度に関する研究の成果は、従来の水俣病観の転換を迫るものであり、研究者からのリプライを期待している。それはまた、海外における水俣病発生地域（とくにカナダ先住民居住地域）における水俣病認識と行政的救済に新たな見直しを迫るものといえよう。

およそ 1970 年代までで止まっていた従来の水俣病事件史研究を、現時点にまで拡張した。言い換えれば現時点に立って水俣病事件史の研究を進める必要性が共有されるきっかけとなるであろう。

また、我々の研究そのものが、解決し終焉した公害事件というおおかたの認識にアンチテーゼを提出するものであり、その水俣病を単に環境問題としてではなく、今も継続し種々の課題が山積していることをしめし、今後の研究に広がりへの契機となるものであると確信している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 11 件)

- ①佐藤忠司、原田正純：水俣湾岸地域に居住して出生前後に有機水銀暴露を受けたと推定される人たちの 46～47 年後の人格像、新潟青陵大学大学院臨床心理学研究、査読有、14, 1-6, 2010
- ②原田正純、下地明友、他 19 名：不知火海沿岸住民の有機水銀の影響に関する研究、水俣学研究、査読有、2, 61-86, 2010
- ③原田正純、他 2 名：環境病跡学 - 環境汚染による疾病の疫学的診断方法、社会医学研究、査読有、26(2), 53-73, 2009
- ④原田正純、頼藤貴志：不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値、水俣学研究、査読無、1, 151-167, 2009
- ⑤花田昌宣：水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判、環境と公害、査読無、39, 13-19, 2009

- ⑥萩原修子：語りえなさに耐える：水俣病事件がもたらした倫理と宗教の回路、宗教研究、査読無、83, 577-600, 2009
- ⑦原田正純、田尻雅美：小児性・胎児性水俣病に関する臨床疫学的研究 - メチル水銀が胎児および幼児に及ぼす影響に関する考察、社会関係研究、査読無、14(1), 1-66, 2009
- ⑧富樫貞夫：チッソの倒産処理と補償責任のゆくえ、環境と公害、39(2), 8-12, 2009
- ⑨花田昌宣：水俣学の創生と課題--事件をフィールドから捉えるために、水俣学研究、査読無、1, 15-25, 2009
- ⑩宮北隆志：「水俣学」と持続可能な社会の再構築(1)～(6)、労働の科学、査読無、63巻、2008
- ⑪萩原修子：「語り」を聞く - 水俣病事件における〈証言〉生成の現場から、九州人類学報、査読無、35, 13-29, 2008

[学会発表] (計3件)

- ①原田正純、水俣に学ぶ、公害から地球環境問題へ、KYOTO 地球環境殿堂入り記念講演、2011年2月1日、京都国際会議場
- ②花田昌宣、Role of People Movement: Experience from the Minamata Disease in Japan, What are the Lessons?, Map ta Phut Seminar, 2011年1月20日、マプタプット市(タイ)
- ③宮北隆志、Activity of the Minamata Onsite Study Center and Our Approach to the MTP Issues, Map ta Phut Seminar, 2011年1月20日、マプタプット市(タイ)

[図書] (計5件)

- ①原田正純、連続講義 1960年代未来へつづく思想、岩波書店、2011、pp91-149
- ②花田昌宣、山本尚友、さいれん(復刻版)、柏書房、2010、1400p
- ③宮北隆志、失敗の教訓を活かす：持続可能な水俣・芦北地域の再構築、熊本日日新聞社、2010、86p
- ④原田正純：宝子たち：胎児性水俣病に学んだ50年、弦書房、195p、2009
- ⑤原田正純・花田昌宣、水俣学講義第4集、日本評論社、2008、376p

[その他]

ホームページ等

<http://www3.kuagaku.ac.jp/minamata/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田 正純 (HARADA MASAZUMI)
熊本学園大学・水俣学研究センター・客員研究員
研究者番号：00040519

(2) 研究分担者

花田 昌宣 (HANADA MASANORI)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：30271456
富樫 貞夫 (TOGASHI SADA0)
熊本学園大学・水俣学研究センター・客員研究員
研究者番号：70039957
宮北 隆志 (MITAKITA TAKASHI)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：50112404
山本 尚友 (YAMAMOTO NAOTOMO)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：50280681

(3) 連携研究者 (H21→22)

守弘 仁志 (MORIHIRO HITOSHI)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：90230143
下地 明友 (SHIMOJI AKITOMO)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：90128281
東 俊裕 (HIGASHI TOSHIHIRO)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
(H22は内閣府参与)
研究者番号：30461619
萩原 修子 (HAGIHARA SHUKO)
熊本学園大学・商学部・准教授
研究者番号：60310033
赤星 香代子 (AKAHOSHI KAYOKO)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：30320500
中村 俊也 (NAKAMURA TOSHIYA)
熊本学園大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号：50341582
大野 哲夫 (OONO TETSUO)
熊本学園大学・商学部・教授
研究者番号：60152211
和田 要 (WADA KANAME)
熊本学園大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：603997645

(4) 研究協力者

藤本 延啓 (FUJIMOTO NOBUHIRO)
熊本学園大学・社会福祉学部・講師
研究者番号：60461620
田尻 雅美 (TAJIRI MASAMI)
熊本学園大学・水俣学研究センター・研究助手
研究者番号：70421336
井上 ゆかり (INOUE YUKARI)
熊本学園大学・水俣学研究センター・研究助手
研究者番号：105485645